

平成29年度第6回
立川市地域包括支援センター運営協議会

平成30年3月29日（木）

立川市福祉保健部高齢福祉課

■ 日 時 平成30年3月29日(木) 午後2時～4時

■ 場 所 立川市役所 208・209会議室

■ 出席者 (敬称略)

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

第2号被保険者	宮本 直樹(会長)
学識経験者	岡垣 豊(副会長)
立川市医師会 介護保険担当理事	富上 雅好
民生委員児童委員	福本 行廣
介護サービス事業従事者	望月 華津子
介護サービス利用者	三松 廣

[市職員]

福祉保健部長	吉野 晴彦
保健医療担当部長	横塚 友子
福祉保健部高齢福祉課長	加藤 克昌

福祉保健部高齢福祉課介護予防推進係長	宮澤 克壽
福祉保健部高齢福祉課在宅支援係長	桜井 優
福祉保健部高齢福祉課在宅支援係	中野 恵介

[地域包括支援センター]

ふじみ地域包括支援センター	鉢嶺 由紀子
はごろも地域包括支援センター	須藤 浩世
たかまつ地域包括支援センター	紺屋 幸子
わかば地域包括支援センター	上村 敬子
さいわい地域包括支援センター	荒井 央
かみすな地域包括支援センター	倉嶋 真章

■ 欠席者

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

医療従事者	金井 克樹
第1号被保険者代表	松島 幸子
福祉保健部介護保険課長	白井 貴幸
福祉保健部福祉総務課長	比留間 幸広
福祉保健部高齢福祉課高齢者事業係長	田村 修典

午後2時00分 開会

事務局

定刻前ではございますが、事務局より本日配付の資料の確認をさせていただきます。

委員様には、あらかじめ議事次第と、あと、資料1から6、あと、参考資料として「まちねっと」をお送りさせていただいております。本日もご持参でない場合、事務局に用意してさせていただきますので、お申しつけください。

机上配付資料としまして、資料1、平成29年度第5回立川市地域包括支援センター運営協議会の議事録の修正内容、本日追加分がA4表裏のものが1枚、資料2、平成29年度第5回立川市地域包括支援センター運営協議会議事録、差しかえ用でございます。こちらが1部。あと、資料6、介護予防支援事業等における業務委託についてということで、当日修正差しかえ分、こちらの方になります。

あと、委員様には立川市高齢者福祉介護計画、こちらの挿絵があります。あと、30年度第2回立川市地域包括支援センター運営協議会の開催予定日候補という形でお配りさせていただいております。

それぞれの資料は議事のほうで改めてご説明させていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

高齢福祉課長

それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから平成29年度第6回立川市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

大分気候がよくなって、部屋の中にいるより外でお花見をしたほうが良いような気候の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

市のほうは年度末ということでいろいろ会議等も立て込んでおりまして、きょうは保健医療担当部長、それから、介護保険課長、福祉総務課長、どうしても所要の会議がありまして外せないということで欠席をさせていただいているところです。

それとあと、毎年年度末ということで市のほうも人事異動がございまして、部課長でいきますと、福祉総務課長が人事異動という形になります。それから、高齢福祉課のほうでは、3係

長と、それから、3人の係員、合計6人の人事異動がございました。後ほど、若干報告があるかと思えます。

それと予算の関係でございますが、平成30年度の立川市の予算につきましては、先週まで議会が開催されておりました、無事承認をいただいたところでございます。

皆さんご存じのように、介護報酬と、それから、診療報酬が6年に1回の同時改定の時期ということで、それに合わせて介護保険の事業計画ということで、第7期になりますけれども、平成30年度から3年間の事業計画というところもあわせて策定をしてきたところでございます。

事業計画につきましては、後ほどこれも報告があるかと思えますが、介護報酬の改定に合わせまして制度の内容等も若干見直し、変更等が出てきております。この辺はまた30年度以降のこの運営協議会の中でもご説明をすることになるかと思えますが、簡単に言いますと、評価ですとかそういう振り返り評価、その辺のところの評価されてきているのかなというふうに思っております。

ですので、地域包括支援センターの運営に関してもそういう評価の項目というところが新たに追加されたりとかというところがあるということでございますので、この辺はまた30年度以降ご説明をこちらからもさせていただこうかなというふうに思っております。

平成29年度第6回ということで、最後になりました。この1年間、委員の皆様には大変活発なご意見をいただきまして感謝申し上げたいと思えます。

前回もお話ししたとおり、委員様の任期につきましてはこの3月で切れまして、4月以降、また新たな任期ということでお願いすることになるかと思えますが、引き続き、立川市の地域包括支援センターの運営協議会の運営についてはご協力いただければなというふうに感じております。

私のほうからは以上とさせていただいて、この後につきましては、宮本会長のほうに議事進行をお任せしたいと思えます。よろしく申し上げます。

会長

では、引き続きまして議事進行を私のほうで務めさせていた

だきます。

皆様の活発なご意見をいただきますことと、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、この協議会の成立状況につきまして確認をいたします。事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局

事務局の高齢福祉課在宅支援係のKと申します。よろしくお願ひいたします。

立川市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第7条では、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないとの規定になっております。

本日は、委員定数8名のうち5名出席、過半数の出席でありますので、運営協議会の開催要件は満たしていることをご報告いたします。

会長

ありがとうございます。協議会の成立が確認されましたので、議事をそのまま進めさせていただきます。

議事の2番に移ります。平成29年度第5回立川市地域包括支援センター運営協議会議事録の確認であります。事務局から追加での配付資料がありました。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

運営協議会の開催に先立ち、出席者の皆様には平成30年1月22日に実施されました平成29年度第5回の議事録の内容をお送りし、訂正の有無をご確認させていただいております。

既に委員様のほうにお送りしました資料1の第5回の地域包括支援センター運営協議会議事録の修正内容は、皆様の指摘を記載したものではありませんが、本日配付させていただきました資料1の追加の分ですが、差しかえ用という形で見ていただければと思います。

こちらの資料は、1ページの下段のところ、はごろも地域包括支援センターより修正の一覧のほう事務局のほうで漏らしておりましたので、ここの分を合わせて記載させていただきました。修正部分につきましては、ご確認いただければと思います。

資料の2につきましては、立川市地域包括支援センター運営協議会議事録の第5回目のものでございますが、本日お配りしている修正事項を入れ込んだものがお手元のほうに配付させていただいております。こちらの部分につきましては、確認していただきまして訂正がないようであれば1週間後の4月5日に立川市のホームページに掲載する予定となります。

以上、お願いいたします。

会長

ありがとうございます。

以上のとおりですが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、ご意見、質問等がないようであれば1週間後の4月5日にただいまご説明ありましたとおり市のホームページに掲載をいたしますので、それまでに万が一お気づきの点があれば事務局への連絡をお願いいたします。

では、議事録のほうはこれで確認をしたということにさせていただきます。

次に、議事の3番、報告事項へ移ります。

①といたしまして、地域包括支援センター運営状況についての確認でございます。事務局より資料3についてご説明をお願いいたします。

事務局

資料3についてご説明いたします。

1ページから6ページまでは、平成29年12月及び平成30年1月の地域包括支援センター・福祉相談センターの業務報告となります。

7ページは、地域包括支援センターごとの圏域の状況となります。前年度の報告に加えました27年4月末日現在、28年4月末日現在、29年4月末日現在を対比できるように載せさせていただいております。

8ページから43ページは、平成29年12月分、平成30年1月で各地域包括支援センター、福祉相談センターが地域ケア会議に提出しました状況報告書となります。

また、参考資料といたしまして、平成29年12月、平成30年2月発行の「まちねっと」を6圏域分添付させていただいております。

ます。

以上、あわせてご審議のほどお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

説明をいただきました。

ご意見やご質問等、ございましたらお願いをいたします。

A委員

7ページの平成29年4月末現在の分なんですけど、平成28年から比べると29年で要支援が12月と1月はそんなに変わっていないんですけども、14名ふえているだけなんですけれども、要介護者が物すごいふえているんですよ。各地域、富士見町だと52名、はごろもだと81名、たかまつだと65名、わかばで80名、さいわいだと116名ですね。かみすなだと71名。合計465名、1年間でふえているわけですよ。これをちょっとどういうこと、こんな1年間でふえているのか。要支援が全然ふえていなくて、いろいろおとしですか改正になったときには随分議論がありましたけれども、それだけ要支援の人たちは今そこが頑張っってよくなってきたと。

ただ、介護がこんなにふえているんだったら、これ大変なことになると思うんですよ。

要するに、さいわいなんていうのは月に10名ずつふえているということですよ。これの状態をどう皆さん把握しているのか、すごくちょっとこれは大きな、たった1年間でこんなにふえているということは、僕もこれを見てびっくりしたんですけども、ちょっと聞きたいなと思ひまして。

会長

ありがとうございます。

直接の担当課長さんがきょうご出席されていないのですが、どなたかその分析としてこういう傾向にあるんだというようなご解説をいただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

ちょっと詳細はなかなか難しいかもしれませんね。きょうはね。

A委員

そうですか。

高齢福祉課長　　今言ったように、分析というのが正直言ってできていないというのが実際のところですよ。

今、要支援の方がそんなにふえていないということで、これは今A委員もおっしゃったように、総合事業が28年4月から始まって、私は総合事業の担当なので要支援1、2のところについては詳細に少し見てはいるんですけども、その部分でちょっと話をさせていただくと、要支援1、2の人の増加というのがそんなにふえていないと。年齢別のところを少し見たんですね。年齢別のところでいいますと、75歳から85歳ぐらいの方、私は65歳から70歳ぐらいの方が減ったのかなというふうに思って、年齢別というのを見たんですけども、実態はそうではなくて、今言ったように75歳から85歳ぐらいの方、この辺の人の要支援1、2の人が減っているんです。実を言うと。

これが何で減ったのかなというのが実際はなかなかわからないところなんですけれども、介護予防というところはなかなか1年、2年で介護予防でよくなるというのはちょっと難しいのかなというところを見ると、その辺の80歳前後の人が介護のほうに移ったというようなことが一つ考えられるのではないかなというふうには思ったところですよ。

ちょっと繰り返しますが、介護1から5の方と要支援1、2の方との全体の中での、すみません、分析というのができていないものですから、ちょっと今の移行したかどうかというところもはっきりとはちょっとわからないんですが、要支援1、2の人の年齢別のやつを見ると、今言ったような80歳前後の人が減っているんで、その辺の人が下へ下がればいいんですけども、上というか介護が必要な状態が重くなっちゃってというところも、もしかしたらあるのかなというふうには思っています。

これも見方の問題ですので、ちょっと私の見方が間違っている場合ももちろんあると思いますけれども、一つの見方としてはそういう見方があるのかなとは思っています。

以上です。

会長　　ありがとうございます。

A委員

今課長から聞いて大体わかったんですけども、これを見ると要支援の人が介護のほうに上がっているというのは悪くなっているというのか、そういう傾向が多いのか、そうすると、いろんな形で皆さんの負担もかかるし、市のほうの財政にもかかってきますので、こういう人たちが本当に各事業所のほうでどういう分析をしているのか、何で介護のほうに落ちちゃったのか、要するに調べてもらいたいんですよね。要支援から介護に落ちちゃった人がどのぐらいいるのか。

近々のやつでもいいですから、できればデータとして1年間で出していただければ、逆にそういう人たちをどうして介護に落ちないで要支援のほうで食いとめるとか、もっと言えば、もうちょっとよくするとか、そういう方策をとっていかないとどんどん介護がふえていって、財政が圧迫してもっともっとサービスが悪くなっていくという悪循環に陥る傾向——というのは、僕がよく心配しているのは、やっぱりふえてきますから、人口形勢からいっても65歳以上がどんどん立川市もふえていきますので介護ももっとふえてきます。

だから、そこのところをどう歯どめをかけるかというのを、要支援1、2である程度とめていかないと、上がらないようにしていかないと、本当に大変なことになるなというのが僕はすごい危惧しています。

だから、そこは今介護保険が40歳以上の支払いになっていますけれども、下手すれば20歳から支払いになったり、でなかったら、もう高齢者が高い賃金を払わないと事業所にはサービスに行けないとか、そういう形になったら本当に、じゃ何のために包括センターだとか皆さんが苦しんでやっているのかというのが無駄になるので、抜本的なところをちゃんと調べてもらわないと、こういう協議会でいろんな議論ができないと思うので、ぜひそこのところをお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございます。

そうですね、この7ページのところはエリアごとの比較をしようというのが趣旨なので、こういう書き方になっていますけれども、実際には市役所のほうでは全体の統計をとってどうい

う動向になっているかというのを把握なさっている資料もおありになるかと思しますので、また次の機会にでもそうしたものをご披露いただいて、ですから、これで見ますと要介護と要支援しかないんですよ。

A委員 そうなんですよ。

会長 実際に要介護1と要介護5では全然全く違いますので、その辺が要介護5がふえているのか減っているのか、要介護1が減っているのかふえているのかも全然違いますしね。

ご指摘のポイントはまさに将来高齢化社会が進むに当たってそれと比例して、もしくはそれ以上にこうした要介護の方がふえていくというようなことを何とか食いとめていかなければという危機感からのご意見でございますから、その辺のところは大変注目していきたいと思えます。

また、ここは地域包括支援センター運営協議会という場でありますので、こうした全体の動向を踏まえた上で、地域包括支援センターとしては日々の目の前のところで、森よりも木を見た形での何か補足のご意見やご感想がもしあれば職員の皆さんの感ずるところを感覚で結構でございます。数字に裏打ちされていなくても結構です。何かあれば参考意見をお聞かせいただければと思いますが、何かございますか。

今A委員が、全体の数字から見たら要介護はふえているんですね。課長からも解説がありましたように、そんな観点からどうですか。

A委員 特にさいわいの方に、年間で100名以上も、月に10名ですよ。実際にもう肌で感じていると思うので、ぜひ聞きたいなと思って。

会長 お願いします。

さいわい包括 そうしたらさいわいから。

私の受けた印象としてお聞きいただけたらと思うんですけども、さいわいの圏域はサービスつき高齢者住宅や有料老人ホ

ームが比較的多いエリアでございます。それに関して親御さんをうちの近くに引きとり介護という部分と、そういう施設を使ってそこに入られる方というところで、要介護になられてそういう有料やサ高住に入られる方という人たちが多くなったというのが一つの要因なのかなとも思われます。

あとは、入院期間というのが大分今短くなっていますので、そういった方がご自宅に戻られましてかなり重度化して戻られるというところも一つあるのかなと。

この2つはとても肌で感じております。

会長 なるほど。やっぱりいろいろありそうですね。事情はね。

A委員 そうですね。

会長 ありがとうございます。
では、この件についてはよろしいでしょうか。
では、そのほかに何かございましたらお願いいたします。

A委員 では、まず、8ページの①なんですけれども、ふじみ包括で、60代の女性でがんの末期で最後にはこの方は亡くなったんですけれども、僕もちょっとこれ危惧しているのは、H番というのが最初何だかわからないのでこれを説明してもらいたいのと、ヘルパーについては申請するまで実費対応で利用開始ということで、ヘルパーさんが実費でやったということなのか、それともう一つもう1点は、予定より主治医の意見書の準備がおくれ、亡くなるまでに介護保険申請が間に合わず、それで実費なのか、そこがよくわからなかったのでちょっと聞きたいなと思ひまして。

ふじみ包括 ふじみ包括です。

H番というのは、生活保護の人で65歳未満の人は、100%介護保険ではなくて生活保護になるんです。それで、普通の介護保険だと、申請するときに保険証をつけて提出をするとその日から申請受付なので暫定プランが使えるんですね。

ただ、生活保護のほうからの申請になると、まずお医者さん

に確かに特定疾病ですという証明をもらってから、もらえた日から申請になるのでタイムラグが普通の人よりも遅くなってしまふ、そういうのが1つあって、ヘルパーさんのことで実費というのは、介護保険が発生していない時期なので、暫定プランが使えない時期、そういう手続をしたいけれども、お医者さんが確かに特定疾病ですよというものが戻ってきてからその日からの申請なので、ただ、この人はもう早くに使いたいということで、ヘルパーさんのほうはすぐ手当はできたけれども、介護保険での利用ができないので、生活保護のほうでそういう理由のとき、いろんな理由のときにヘルパーさんを使える制度があるので、そちらのほうから。

なので、利用者さんが払うお金はないので、生活保護の別枠で生活保護のヘルパーとして入ってもらっていたんですね。

ただ、その生活保護のヘルパーさんで使われたので、実際マネジメントしていたケアマネのほうのケアマネジメント費は発生しなくてケースが終了してしまっただと。

A委員 いや、これに関連して、9ページの⑦に書いてあるんですけども、ここにはケアマネの請求ができなかったということが書いてあるので、請求できなかったのかなと。

そうすると……

ふじみ包括 介護保険の申請ができなかったので、する前に亡くなられてしまったので、生活保護でなければ申請しようと言った日から使えたんだけど、生活保護の方は65歳未満の方は先生のほうに特定疾病ですよと。65歳未満でも使える疾病が幾つかあるんですけども、その証明をもらわないと申請ができないということで、先生も遅くて亡くなるまでの期間も早かったので、結局、ケアマネジメントの費用はどこからも出なかったと。ヘルパーさんはちゃんともらえたよと。

なので、それが生活保護の人を担当したケアマネジャーの不利益になっているというのがちょっと問題提起です。

A委員 僕ももう5年ここに来ているんですけども、こういう事例が初めて見たもんですから、ああこういうこともあるんだな

と。

ふじみ包括 そうですね。

A委員 ただ、これ1カ所だけの事例なのか、各センターさんのほうでこういうこともあったのか、過去にですね。今後、どうしてもこういう会議だと年配者の話になりますけれども、やっぱり包括支援センターは60歳の人でもいろんな形で動かなきゃなんない機会が多いと思うんですよね。そういうときにこういう問題提起を本当に皆さんどうするのかなというのが、逆に言えば不安というのかな。

実費で動くんじゃという問題がどうなってくるのかなって。こういうのは皆さん問題を共有しているんですか。

会長 まず、ケースとして多いかどうかというご心配をいただいているということですよ。生活保護でなおかつ65歳以下でなおかつ特定疾病。がんとかですね、なおかつ医師の意見書が遅いという、こういう4つ重なって初めて起こるケースなので、あまりなさそうかなというのはあるんですけども、だから、初めて見たという、そういうことがあったと思います。

しかし、今後またないとは限らない。そのときどうしようかというお話ですよ。

まず、医師の所見を早くもらうという努力はできるかと思えます。

生活保護の方で65歳以下の方で特定疾病にかかっている、これはもうそういうことが起きてしまう可能性はありますので、そのときには医師の所見は早目にもらって、その不利益とか実費とかそういう話は何とかなるとしても、ケアマネジャーさんがただ働きをしたような形というのは、そんなもうね、何年かに一度ならまだ許してもらえるようなもので頻繁に起こるようであればということですね。こういう考え方でよかったですかね。

B委員 ちょっと確認。主治医の意見書が遅れたんじゃないかと、特定疾病ですよという何かそういうふうな……

ふじみ包括 主治医の意見書を先にもらうことに介護扶助の手順書にはな
っていて、手順書どおりだとそれで病名と症状を確認をしてか
ら、がんだと末期じゃないと使えないので、そこの中の先生か
らの意見書が遅くて 申請……

B委員 意見書自体が遅かった。

ふじみ包括 生保の場合の特定疾病の方は、まず、本当に特定疾病に当て
はまるかどうかを先に先生に確認をしてから……

B委員 だから、その確認してからっていう、それは……

ふじみ包括 それは意見書を先にもらうということなんです。

意見書を先にもらう……主治医の意見書……市の例の介護保
険申請の。

ふじみ包括 そうです。

B委員 先にもらうというのは市が。誰が。

ふじみ包括 市が。市の生活福祉課のほうでもらうんです。ケースワーカ
ーが。65歳の方は介護保険になるので、介護保険課から今まで
……みんなと同じようになるんですよ。この65歳以下は100%…
…

B委員 そうね、先に、そうね、生活福祉課に出すんだよね。

ふじみ包括 生活福祉課の生保ワーカーが先生にもらって、確認をして…
…

B委員 この方って在宅じゃないの。

ふじみ包括 在宅です。

B委員 在宅の先生って、大体そういうのはなれているんじゃないの。

ふじみ包括 先生がどこかはわかりません。もしかしたら、大きな病院の先生かもしれないです。

会長 これどうなのでしょう。とりあえずこの方は65歳以下の方でサービスをとりにあえず受けられるからということで、その提示……そんなに急がなくてもという誤解があったりとかそういうこともあるんですかね。

B委員 だから、もしこれ病院の先生だとしても、病院の先生もある程度の日にはまだ生きているだろうと思うから在宅にもでしょうから、だから、はっきり言って将来的には退院して在宅になると思っていけば、やっぱりそういった準備というか、もう下手すれば入院中でも申請してもよかったらよかったんだと思うんだよね。

だから、ちょっと何か……うーん、ちょっとクエスチョンマーク。何かもうちょっと対応の仕方があったんじゃないのかな。もっと早く早く動けたんじゃないのかなというのが、ちょっと思うんですけれども。

会長 ありがとうございます。

そうですね、今ご指摘、いろいろ皆さんからご示唆いただいたとおりで、こういうケースが起きたときには急がなきゃということをおもひなが意識してフォローし合う、督促し合うというような、一つのケースとしてとどめておくべき内容かもしれないですね。

C委員 入院先の医療相談員とか、あとのほかの人と連携がとれていなかったという、退院調整みたいな。

会長 そうですね。いろんな遅い理由が考えられますよね。

ふじみ包括 在宅の往診を使っていたので、その先生が遅かったんですね。

だから、包括でプランニングをしてもいいんだけど、こういう状態だともう要介護に100%になるので、ケアマネジャーさんも一緒に動いてもらっていたんですね。要介護だと包括でプランがつかれないので、ということで動いてもらったにもかかわらず、費用の出しどころがなくて申しわけないなど。

B委員 もうちょっと早く動ければと思うのと、あと、どの時点で主治医が意見書を書いたのかわからないんですけれども、それいっぺんに生活福祉課に来るじゃないですか。生活福祉課に来ると、また判こを押すんですけれども、それは1週間に1回なんですよ。だから、一日曜日がずれたら、もうほぼ6日後とかになっちゃうので。そこで生活福祉課でとおって介護保険課に回るといふ。もうパッパじゃないので。

A委員 緊急のときはどうするんですか。

B委員 だから、そうなんですよね。だから、今後もしこういう緊急の場合は、何か対策を練ってもらうように何とか生活福祉課のほうで生活保護のところ考えたほうがいいのかもしれないですね。

会長 大分前にこんな話があって、特定疾病のときは特に急ぐからというので特別の特急便みたいな感じで対応はしていただいているんですけどよね。それでもまだ間に合わないというケースがどうしてもね、こういうふうに起きちゃいますね。

ありがとうございます。

大事なご指摘をいただきました。今後、また連携していただきたいと思います。ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

A委員 12ページの①の苦情内容と支援経過のところ、80歳の女性で要支援1で二世帯住宅で娘と同居ということで、クレームなんですけれども、今後多分こういうクレームがふえるのかなと

いうのをすごく僕も経験上あるんですけれども、やっぱり家の手すりだとか玄関周りだとか、これから高齢者がふえてくると直したいという方がふえてくるんですよ。

そのとき、どこに頼んでいいかというのがすぐわからないのがあって、たまたま僕の場合は息子の友達が介護福祉施設をやっていたものですぐ対応してくれたんですけども、全く知らない方は言いなりになっちゃうんですよ。業者さんはどういふところの業者さんがあるのかというのは、多分我々はわからないんですよ。

だから、そういうのを各包括支援センターのほうで一覧表みたいなのをつくって、いろんなところでこうやって相とってくださいよという話をすれば、今後本人も安心するんでしょうけれども、これを読む限りは、急にきて、はい判こ押しなさい、はいもうあれですよという形で、何かせかされるような気持ちになって精神的な苦痛がすごくあったのかなというのがすごく感じたもので、そういうところは各包括支援センターのほうではどういふ対応をしているのか、これはたまたまたかまつの事例ですけども、ほかにはこういうこともあるのかなと思って。

というのは、お金のことも一時立てかえなんですよ。そういうこともちゃんと話してあげないと、いや、立川市から出るんだからいいじゃないかということで逆になっちゃうので、ちゃんとそういう説明をしているんでしょうけれども、中にはこうやってクレームをつける方もいますので、こういうクレームというのは正直言ってすごく無駄な時間だなというのが僕は感じているので、ちゃんと対応していればこんなクレーム絶対受けるはずないんですけども、そのところをちょっと聞きたいなと思ひまして。

まず、たかまつさんからちょっと

会長

じゃ、たかまつ包括から補足説明いただいて、ほかの包括で同じような類似事例があればご紹介をお願いいたします。

たかまつ包括

こちらのケースは包括支援センターの職員が対応したケースでして、住宅改修のご希望があったので幾つか事業所としては

こういった事業所がありますというふうには提示して、お知り合いの大工さんでも書類が整えればできますというご説明もして、その上で、包括さんのご紹介ならどこでもいいですということだったので、1社を紹介して、そのまま見積もりの段階に進んでいたんですけれども、1社しか紹介をしてもらえなくて、相見積りをとれるんだというご説明が不足していたので、ここじゃないとだめなんだと思って誤解を受けてしまわれたということも一つ原因だったんですね。

その事業所さんが急いでやったほうがいだろうというところもあって、かなり早く見積もりも出して申請書も持っていてかかれてご印鑑をとということで進められたことで、かえって大丈夫だろうかというふうに不安に思われて、手すりだけではなくて外の階段の段差の解消も行うためにかなり高額になってしまったということも一つの原因だったんです。

ちょっと説明をしっかりとってもらえなかったというクレームがあつてからは、謝罪をして、もう一度確認をさせていただいたところ、ちょっとやっぱり早急に進め過ぎているくらいもちちらにも感じられましたので、やってしまってから使えない住宅改修では意味がないので、お時間かかりますがもう一度専門家の目で見てもらって計画案を出してもらいましょうというご提案をして、違う事業所で見積もりをとり、再度、レンタルも踏まえた部分での計画案を出してご納得されて、今は改修した住宅の手すりとか段差に関しても問題なく使えている状況です。

センター内でもこの件については、きちんと丁寧に説明することと、1社だけの事業所だけではなくて、複数の中から選んでもらったりとか、ご本人が今一番どこに不安になっているかということもちゃんと聞き取るようにということで職員内では共有をして、今後の支援に生かそうということにしております。

会長

ありがとうございます。

大分改善策が実行していた事例ですね。

ほかの包括の中で似たような事例が思いついたら、ご説明いただければと思います。いかがでしょうか。ほかでもあり得る

ことですからね。今ちょっとないようですけれども。

きちんと対応していただいているようでございます。

A委員

その業者さんというのは、各営業所、多分みんなリストを持っていると思うんですけれども、それはどうやって選んでいるんですか。その業者さんを。立川市からのあれで選んでいるんですか。それとも、各センターさんで個別でこの業者を選定しようとか選んでいるんですか。どういう形でそういう業者さんを認定——認定といったらあれでしょうけれども。そここのところが全然見えてこないの。ふじみだったらこういうところだけけれども、たかまつだったらこういう業者で、何か統一性がないような感じが見ちゃうので、そうすると、じゃたかまつのほうで相見積もりをとったらあっちのほうの方が安いじゃないかということが起きるかもしれないですよ。

結構、こういうことはお金絡んでくるから情報すごいんですよ。高齢者も暇だから。

だから、そここのところはちゃんとしていかないと、後でこういうクレームがついて、何でこんな高いところ紹介したんだとなくなってくるので、そういうところをちゃんと共通じゃないですけれどもしていかないと、我々サービスを受けるほうもだんだん、何だ信用できねえなっていっちゃうんですよ。

だから、そういうところから抜本的に直していかないと、みんなよかれとやっているんですけれども、お金を払う側にしてみれば同じものなら安いほうがやっぱりいいのに決まっていますよね。ましてや高齢者なんかもう生活保護だとか、それじゃなくても年金生活だとか、もう厳しい状態でやっている、子どもには面倒かけたくないという家庭が多いわけですから。

だから、そここのところはもうちょっと各センターさんで本当に共通しているのかなというのがすごく僕、前からちょっと疑問だったもんですから。

会長

実態はどうでしょうか。市内で統一した一覧みたいなものが用意され、各包括……各センターごと、圏域ごとにつくっていますか。

ふじみ包括 立川市のホームページに福祉用具の事業者一覧とかあるので、福祉用具の事業者さんは住宅改修のアドバイザーの資格を持っている人が結構いるので、一緒に考えてもらって、その中から選ぶ。やっぱり地域に近いところを紹介しています。

会長 まずは、基礎データとしては全体なんだけれども、各センターで当然利用者の方に近いところを自分の包括のエリアの中だけ抜粋してご紹介するようなことがあるということなんですかね。

ふじみ包括 そうです。

会長 大体ほかのセンターさんも……

たかまつ包括 他市の情報もあるので、他市で知っている事業者さんも広げると多分各センターで多少ばらつきはあるかとは思いますが。

会長 なるほど。特に、近隣のというと、国立市だったり武蔵村山市だったりしますよね、どうしても自分のエリアの近くね。なるほど。

わかば包括 たとえば、事業所の本部は八王子にあるけれども、立川担当の営業さんが立川市内を細やかに動いている、という体制のようなどころはリストには載ってこないです。

会長 そういうところをご紹介することもある。

わかば包括 そういった体制の事業所もあるので、一概にリストの中から選んでくださいというのは難しいです。

たかまつ包括 うちには特に商店街にもあるので、大工さんとか周りの工事の方がいらっしゃるので、そことも連携がとれるので、そこにしますかというふうに反対に、町のご近所の方だったら聞くとときもありますので。

会長 なるほど。その辺の裁量はかなり現場に。

A委員 難しいね、それはね。

高齢者全部が同じ状態じゃないじゃないですか。手が悪ければ足が悪いとか腰が悪いとか、どうしても家族がいなければ家の中に入れられない人もいれば、車いすの人もいれば。本当に多様にいるので、こういう業者さんはこういうところが得意ですよというのはわかるんですか。要するに、階段つけはこういう業者さんですよ、玄関周りはこちらの業者さんができますよとか速いですよとか、そういうのはないんですか。

会長 一覧表の中にはないですね。

A委員 ないですか。

たかまつ包括 頭の中に。

会長 そうですね。今までの経験値やおつき合いの中から、あの人がいたらフットワークがいいなとか、あの人がいたらきめ細かいことに気がつく努力のある業者さんだとか、そういうことでということですか。

たかまつ包括 そうですね。手すりの色までこだわる業者さんはここだとか。

たかまつ包括 早いのはどこだとか。

会長 スピードを優先する、まさにA委員ご指摘のとおりで、今回はスピードが優先だと思えば早い業者さんを選ぶだろうし、この人はそういうことにこだわりがありそうだと、高齢者の方っておっしゃるとおりでいろいろ事情が違いますもんね。

A委員 そうです。

会長 そこを考えると、業者さんというのはなかなか難しいです

ね。

A委員 というのは、最後には立川市のほうに申請してお金が返ってくるんですけども、立川市のほうもそれで知らないうちに高いところばかりやられりゃ、財政的にも厳しくなりますよね。それを立川市はチェックできるんですか。しているんですか。こういう業者はちょっとやめろよとか……やめろよと言うわけにはいかないけれども。

高齢福祉課長 いや、業者のチェックまではしていないですね。

A委員 じゃ、もう言いなりということになりますよね。
 そうすると、高齢者も1割負担だとか何かありますから、高いものを払い、立川市も払うものは払うということもあり得るということですよ。極端に言えば。業者さん全部が悪いと言っているんじゃないんですけれども。

会長 結果的にそうになってしまう傾向に陥る可能性はありますよね。

A委員 ありますね。

会長 どうしてもあそこはここまで工事入れなくてもよかったんじゃないのとかという経験値から、あそこの業者さんに頼むと単価が高いというよりは必要以上に大規模なほうに話を持っていかれたというようなことがありそうな気がしますよね。
 そういうところはなるべく、実際、あそこは実はそういうわけで避けていますみたいなことがあったりしますかね。ここだけの話。

たかまつ包括 一緒に現地を確認するときに必要なければもう必要ないですとこちらが言いますので、不必要なところを言ってくるなど思ったらもうとめますので、それからは余り言われなくなります。

会長 なるほど。それを無理を押し内緒でそんなことをやったよなんていう業者さんがいたらアウトなんでしょうけれども、そんな人は今のところいない感じでしょうね。

A委員 わかりました。

B委員 ちょっと聞いていいですか。そういう不要なものをどんどんやってくるような業者さんというのは、紹介した業者さんじゃなくて被保険者が探してきた業者さんということ。

たかまつ包括 とかはあります。ずっとかかわっている大工さんなので、この方をお願いしたいというふうに言われて現地調査に行くと、やっぱりここもここもというふうに言われるので、それは保険には認められませんとか、まだ必要ないんじゃないでしょうかというふうに意見交換をする。

B委員 そうですね。だから、ある程度見積もりの的なものと現場確認とかしておかないと、本当にとんでもない金額になっちゃうね。

たかまつ包括 はい。

A委員 僕の経験からいうと、僕が倒れたときに意識がない時、家族がみんなやらなきゃなんないんですよね。本人じゃないんですよ。だから、本人がこういう状態だというのは、一番悪いときに退院して家に帰ってきますから、これも必要だ、これも必要だって出てくるんですよね。

でも、日にちがいくつくと、だんだん回復してくると、これは無駄だったな、これは無駄だったなっていうのがすぐ出てくるんですよ。

だから、そのところをどう考えるかだと思うんですよね。最初は最小限でこれだけでいいですよと言えるのか、もう最初から大がかりして、後からどんどんこれは要らない、これは要らないとなって、こんな工事するならやらなきゃよかったなという形。それは支払いは全部立川市で8割、9割支払いするわ

けですよ。

だって、全部がそのままずっと寝たきりだといいですけれども、寝たきりじゃなくて健康に少しなって、介護が3だとかの人が、今度はもう介護1になったり、要支援が1になって、そうすると今までの工事がほとんど手すりを使わなくてもおれはもう歩いているよというのはいっぱい見えていますよ。正直言って。

そうすると、そういうこういう問題でも本当に、皆さんに申しわけないけれども、現状をよく把握して業者さんにこの人はこうだからすごく体育会系で体力があり回復が早いから、工事はこの辺までお願いしますよというような、逆に家族なんかにはアドバイスしてあげるとすごく家族としては助かります。家族はもうパニックしていますから。何でもやってあげたいってなっちゃうんですよ。

たかまつ包括 このケースも実際そういう方で、玄関だったのでいっぱい手すりをつけて安全におられるようにしたいというふうなご意向があったんですけども、実際はシルバーカーを持っていたりとか、ひよっとしたら今後こちらの玄関ではなくこっちを使うかもとか、2カ所ありましたので、いろいろなことが考えられて、アドバイザー事業の理学療法士さんにそのことも踏まえて全部相談をして、できるところはレンタルで変化に合わせましょうという提案をしていただいて、かなりそれで納得をしていただいたというところがあります。

A委員 いいことですね。すごくいいことです、それは。

会長 そうですね。A委員がご心配いただいていることとおりに…

A委員 本当に。

会長 まさに動いていただいたわけですね。

A委員 そこまでやってくればもう完璧です。

たかまつ包括 アドバイザー事業がとても立川はそういう事業があるのがとてもいいと思います。

A委員 ああ、そうですか。そういうのをもっとどんどん使わないとね。
 わかりました。

会長 ありがとうございます。
 そのほかの部分ではいかがでしょう。皆様から気になるところ、お願いいたします。

D委員 全体的な意見でごめんなさい。質問ではなく意見で、全体的に見て、今回、虐待とか家族の問題が多いように思えます。はごろも包括とか結構虐待……さいわい包括もそうですけれども、虐待とかネグレクトとかご家族に精神の問題があるという事例が多かったと思うんですけれども、在宅支援係の方とかご家族の方がとても苦労されているなというのを感じられました。
 意見です。すみません。

会長 そうですよね。今回ね。前からもちろんあるんですけどね、今回ちょっと目立ったような気がいたしますね。
 どうですか、最近の傾向として何かお気づきのことがあれば。

事務局 在宅支援係からということでの傾向ですけれども、やはりこちら地域ケア会議の資料が出ていますように、虐待としてはやっぱり件数としてはふえています。昨年度100件ちょっとだったんですけれども、今年はまだ既に125,6件まで来ておまして、その中でやはり配偶者だけではなくて子どもが精神障がいをお持ちになっているとか、そういったちょっと家族に問題がある方といったら失礼ですけれども、そういった方が抱える問題が高齢者のほうの方の支援とかに虐待とかに出ているケースが最近多く感じられています。

その対応ということで、在宅支援係と包括支援センターも合わせて行うのですけれども、やはり包括、在宅支援係の高齢者部門だけでは解決できない問題が多くて、医療機関、あとは保健所、障害福祉課、生活福祉課等、ほかの機関と連携しながら対応していくというケースがやはり最近はふえているのかなという印象は受けています。

会長

ありがとうございます。

まさにそうした視点から高齢者とか介護とかそうした単一的な視点以外のところからの見方の重要性がますます深まっているという印象はありますね。

であるからこそ、ケースワークとしてこの地域ケア会議にもこうした報告を各センターから持ち寄ってという意見交換が行われているかと思えます。

地域包括支援センターみたいな、本当に現場で第1次的にかかわる立場として、ご家族、ご本人がそうですけれども、複合的にいろんな問題を抱えておられるところの対応がとても大変だと思いますけれども。

ますますそういう傾向があるようですから、今後とも引き続きよろしく願いいたします。重要な視点として当運営協議会としても注目していくべきところかなと思えました。

ありがとうございました。

その他のところで何かございますでしょうか。

A委員

28ページの①で一番下の80代の女性でA市支援2をしている方で、冬の間だけ娘のところを過ごすために上京と、デイを利用したいということなのですが、最終的にはデイを利用するんだったらA市のほうは住所変更をなさいたいということなので、逆に僕が夏の間立川市と提携している大町のほうに――夏の間立川は暑いから大町は涼しいからあっちに3カ月間行きたいと。デイを使いたいというときにも、やっぱり住民票を移すんですか。ですから、これと一緒にですよ。やっぱり住民票というのは次に移ったところで、3カ月でも移さなきゃいけないということですか。1カ月。基本的には。

高齢福祉課長　　市民課のほうが直接担当しているんですけども、主な居住地ということで本人がもうそこに住もうんだという意思があれば、たとえ1週間でも2週間でも、本来はそこに移さなきゃいけないんです。

A委員　　そういうのを使うならね。

高齢福祉課長　　そうですね。だから、主な居住地を本人がどこにするかというのが一番の判断材料になるんじゃないですか。

A委員　　こういう形でA市から娘さんのところに冬寒いから冬にこっちに来たいと、デイサービスを使いたいということだけでもだめだということですよ。

はごろもさん、ちょっと説明してください。

はごろも包括　　総合事業ということがあると思うんです。なので、また介護保険とは少し違うんですけども、どうしてもご利用になりたいんだったら、その期間やはり何もしないと筋力低下もしてしまうしとかもあると思うんですが、やはり立川市のほうも確認して、本人の自己都合でいらしているので、その間にご利用できるサービスをご紹介したという形になりました。

この場合、金額的には1回500円で、地域で、特に住民票がどこだということではなく利用できるものがありましたので、今回はそのように提案しました。

B委員　　ちょっと質問いいですか。

介護保険システム自体もあれなんですけれども、ここで住民票を移しました。そうしたら、転入ということで立川市でまた介護申請をするんですよ。

はごろも包括　　半年間は前に住んでいたところと同じ認定で継続するのが…
…

B委員　　じゃこの人の場合、5カ月だから大丈夫なんだ。6カ月ないから。

はごろも包括　　もし移したらということで。

B委員　　うんうん。移せば、5カ月間何も問題なく使えてみたいな。また、暖かくなって函館に戻って引き続き使えているということ。

ふじみ包括　　半年間の有効期間があるので、それが切れるようだったらまた立川で更新申請をすれば。

事務局　　今の整理をさせていただきたいと思うんですが、この案件の課題としては要支援——要介護であれば全国統一のルールで若干はサービスの運用ができるんですが、この方要支援となりますと、つまり総合事業。総合事業というのは市町村単位、立川市民のために立川市がやりなさいよ、A市民のためにA市がやるということで、市町村単位の運営になっております。

この方の場合は立川市に住民票があったので、立川市に住んでいれば当然立川市の総合事業のサービスも受けられる。

ところが、越冬といいますか冬についてはというところですね、住民は立川にあるまま体自体がA市になると、住民票は立川なので立川市の総合事業を受ける権利がある。実際、そうはいっても、A市に立川の総合事業をサービス提供できる事業者はないというところで、であれば、A市のほうに住民票を移してA市民としてA市がやる総合事業を受けなければいけないというのが基本ルールになっています。

今は総合事業になっておりますが、実際、総合事業以外のいろんな行政サービスについては、やっぱり住民票があるというのが基本になりますので、こういったもので身体と同時に住民票も動かしていただきたいというのが基本となっています。

B委員　　じゃ、すみません。2点目なんですけれども、この方、結局、低額の有料サービスを紹介する予定にしているというんだけれども、どうして住民票を移す方向で動かなかったんですかね。何か住民票を移せないという何か理由があったから。住民票なんて簡単にぱっと移せるのに……

はごろも包括 それはそれぞれのご都合だったり、それはご本人だったりご家族の意向にあわせました。

B委員 本人の希望でということですか。

はごろも包括 特に移さないでというところでしたので。

A委員 じゃ、もし自分が大町に半年行きたいと、もう立川は暑いから、もうことは特に暑そうだから。そのときに向こうにゆっくり温泉でも入って週に1回デイでも使いたいなといったときでも、やっぱり住民票は移さなきゃだめだということですね。基本的には。

事務局 そうですね。3カ月間、2カ月間であっても身体を移すのであればやはり住民票も移していただかなきゃということですね。

A委員 移さなきゃだめだと。

そういうのは大町と提携できないんですか。移さなくてもできるような。

事務局 毎年大町から、基本的には行政サービスを受けるにはその行政のところに住民票を置くというのが基本なので、姉妹都市関係なく、ただし、隣の市に行くにも基本的にはやっぱり住民票を動かしていただくというのが

A委員 住民税にもかかってくることですから。

事務局 そうですね。余談になりますが、市としては住民票があると状況はわかるんですけども、住民票がないと状況が全くわからない。というところでは、やっぱりいろんな部分で住民票を移していただくというのが一番いいのかと思います。

A委員 というのは、僕、すごくこれ質問したいのは、ちょっと前後

しますけれども、26ページのふじみ町の①の60代の男性、要支援1で、他市住施を特別に入居しちゃって、住民票を移していませんでしたね。

ふじみ包括 そうですね。

A委員 こういう問題が発生しているんですよね、現実的に。

ふじみ包括 職権で取り消され……

A委員 ほかの市に移っちゃって、住民票は立川だと。これで随分何か……これちょっと説明してもらいたいですけれども、ふじみさんから。

ふじみ包括 2例目ですよ。

A委員 はい。

ふじみ包括 60代男性の方でももともとは市内のアパートにいたけれどもということで、住所地特例施設というのがあって、住民票を移しても、もともとのところで保険料を払うというのがあって、そういう施設に入られたけれども立川市に住民票を置いていらっちゃって、住民票が職権で抹消されてしまった後に本人が他市に住民登録をしたということで、給付管理……介護保険の請求に問題が生じているけれども、一応介護保険課と国保連のほうで調整はしてくださったということで、サービスは向こうで使われていて、本当は立川市のほうでその分のお金を払わなきゃいけなかったけれども、今はその住んでいるところに多分住民票が移っていると思いますので、こちらは卒業という形になります。

すみません。

A委員 要するに、これ逆ですよ。もし自分が国分寺に行っちゃったと。施設に入っちゃったと。住民票は立川そのままだと。でも、そういう施設に入れるのがちょっと僕よくわからないんで

B委員 だから、やっぱり市のほうが総合事業というのはこういうものですよというので、他市へ行かれる場合はちゃんと住民票を移してくださいねというのを立川市がちゃんとしないとね。

事務局 こういった相談はケアマネさんとか包括の方からお話があります。まずは、基本的には住民票を移していただくようにご本人さんにお話の上お願いしますということはお伝えをしております。

ただ、皆さん、いろいろご事情があるみたいで住民票を移さなきゃいけないのはわかっているんだけど、何らかの事情で移したくない、移せないという方もいらっしゃるって、そういった方々がこういう制度のはざまの中でサービスを使うという方がいらっしゃるという状況です。

会長 あくまでご本人の意志という大前提になりますけどね。

A委員 そっか。

会長 今後とも多くあるケースだと思いますので、特に、要支援の方については注意しましょうという情報共有を関係者の間でしていくということですかね。

ありがとうございます。

この件はよろしいですかね。

そのほか何かございますでしょうか。

では、よろしければ時間もかなり……

A委員 ちょっと民生委員さんに聞きたいんですけども、35ページの⑦なんですけれども、関係機関で共有したい地域課題というので、民生協力員というのが初めて僕見てきたんですけども、これ説明……民生委員と民生協力員とどう違うのかというのがちょっとわからなかったもんですから。

会長 では、E委員、お願いします。

E委員 民生委員は普通に民生委員なんですけれども、協力員という

のは東京都のほうで協力員という制度をつくりましょうねという
ことで、民生委員の仕事が大変なんでそれを協力してやって
くれる人を協力員ということで、民生委員の協力員を選べるん
ですけれども、ただ、立川6地域あるんですけれども、1地域
当たり3人までしかだめですよ。1つの地域で大体二十四、
五人、20人近く民生委員がいるんですけれども、そこに対して
協力員というのは3人まで。東京全体でいうと399に分かれてい
るので、そこに3人掛けたら1,200人ぐらいの協力員ができるん
ですけれども、実際はその3分の1ぐらいしか協力員になって
いる方がいらっしやらない。

協力員の位置というかそれが余り安定していないというか、
協力員になった方が、それじゃ何をやるんだというところがあ
まり明確じゃないというかその辺があって、立川でいうと、6
地区で3人だから18人までいいんですけれども、今のところ13
人しか協力員がいない。基本的には、その地域に1つの地区に
3人しかいないので、それぞれがそれぞれのことでやってい
る、地域の情報を民生委員と共有して民生委員に情報を渡したり
ということをやりますけれども。

協力員制度というのは、できてもう結構何年かたつんですけ
れども、ただ、はっきり言っちゃあれですけれども、あまり定
着がよくない。東京都全体でいうとあまり認知がされていなく
て、民生委員の会なんかでいうと、協力員の制度はもう必要な
んじゃないかというような意見を言う民生委員の会長さんな
んかもいらっしやいます。

ただ、対東京都だけじゃなくてほかの県とかほかの道とかか
ら見ると、その協力員制度というのはすごくよくできている制
度だと見えるらしいんです。

それをいろいろそういう東京都の民生委員の役員の方が話し
たときに、協力員制度のことを言われるので、なかなかそれを
やめるわけにいかないというような状況かなというふうに思い
ます。

基本的には、民生委員も協力員も同じようなことをやるんだ
よと。ただ、民生委員ほどは必ずやらなきゃいけない仕事とい
うかそれが多くないというか。

本来は、協力員というのは民生委員のなり手を確保するため

A委員 ということは、最終的に協力員が来たときに、いや、拒否して民生委員さんじゃなきゃ嫌だと言ったときはどうするんですか。

E委員 協力員が個人的に協力員ですよと訪問するということは余りないので。

A委員 ないんですか。

E委員 民生委員は先ほどの住民票に絡むかもしれないが、ひとり暮らしの調査というのをやって、それは民生委員が全部やるんです。それはもう自分の持っている地域を訪問して、ひとり暮らしの方を訪問したりするんですけれども、協力員というのはそういうようなやってくださいねという仕事ははっきりあるわけではないので。

A委員 そうなんですか。グレーゾーンなんだ、じゃ。

E委員 そうです……まあグレーゾーンというか。

会長 民生委員と民生協力員は全く別のものでありますが、守秘義務を負っているというところは同じだということなんですね。

A委員 なるほど。

E委員 民生委員の仕事は多いんで、協力員の方に少し民生委員の仕事をやっていただいて、民生委員の人たちの仕事を減らそうね。例えば入学式とか卒業式のときに民生委員のかわりに出てねと。あとは、PTAのかわりにやってくださいねとか、そういうことはお願いすることはあります。

A委員 なるほど、わかりました。

会長 ありがとうございます。
そのほか、何かございますでしょうか。

よろしければ、議事の3、報告事項の②の職員体制のほうに移ってまいりたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料4、立川市地域包括支援センター職員配置一覧についてご説明いたします。

地域包括支援センターの職員で平成30年2月、3月に変更があった部分を赤字で記載させていただいております。

表面では、はごろも地域包括支援センターで1名が辞任、たかまつ地域包括支援センターで1名の方が就任という形で異動がありました。

事務局からは以上でございます。

会長

ありがとうございます。

それでは、何か皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

各包括のほうから補足説明がもしあればですが。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

では、皆さんからもなければ、次に、議事の4番のほうへ移ってまいりたいと思います。協議事項でございます。

①の平成30年度立川市地域包括支援センター事業計画についてを協議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

平成30年度立川市地域包括支援センター事業計画についてご説明いたします。

この事業計画につきましては、平成29年度から共通の様式で作成しているもので、各地域包括支援センターで今回出していますのは平成30年度に行う取り組みを反映したものということで、協議事項で提案させていただきます。

資料5をごらんいただければと思います。

こちら、平成30年度地域包括支援センター、福祉相談センター事業計画として作成しています。

各センターごとにページを記載しておりますが、まとめてお

ります。こちらの部分につきまして、共通の部分として各センターの事業につきましては、立川市地域包括支援センターの事業の実施方針に基づきまして、各地域包括支援センターで行うべきところを項目立てて整理しております。その共通の部分についての取り組みにつきましては、以下のとおりとなります。

1番の目的のところ、あと、2番目の重点的に行う業務、3番として事業内容として、包括的支援業務、その①として総合相談支援業務、②として権利擁護業務、③として包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④として介護予防ケアマネジメント業務になります。

(2)として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築ということで、こちらのほう。(3)として地域ケア会議の実施、(4)として地域包括ケアシステムの構築に向けた事業との連携ということで、細かいところでは、生活支援体制整備事業、②として在宅医療・介護連携推進事業、③として認知症総合支援事業。

その他の事業としまして、一般介護予防事業、あと、②として地域支え合いネットワーク事業、あと、③として市との連携という形で位置づけしております。

4番として、事業所としての取り組みということで、人材育成と確保。

5番は、基幹型地域包括支援センターの業務ということで、ふじみ包括支援センターの業務の旨が記載されております。

各ページのほうに、各事業所の計画等が出ております。こちらのほうを確認していただいた上で、この計画について30年度の地域包括支援センターの事業運営を行ってきたいということで考えております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ということで、ご説明をいただきました。皆さんから何かございますでしょうか。

各地域包括支援センターさんからご提出をいただいたものをあわせておりますので、各センターさんからご説明を少し、強調したいところとか話をいただいたほうがいいのかと思って

おりますが、各センター、1、2分程度で最大3分ぐらいまででお話をさせていただきますでしょうか。

では、ふじみ包括さんから。

ふじみ包括

ふじみ包括は2ページから始まっています。

重点的に行うべき項目とかはみんな一緒なので、各包括で重点的に行う取り組みのところを読ませていただきます。

ちょっとボランティアの活動の登録者数をふやしたりとか、そういったことに今回30年度は取り組んでいきたいと思っています。

それから、具体的な実施としては、虐待がふえているという今日の会議でも出ましたけれども、迅速な虐待への対応を具体的な実施計画に盛り込みたいことと、そういった会議を権利擁護のほうでは取り組んでいきたいと思っています。

包括的継続的ケアマネジメントのほうでは、今回から主任ケアマネのほうの連絡会とかもできていきたいと思っています。それから、新任研修とか連絡会の継続を行っていきます。

あとは4ページのところで、介護予防ケアマネジメント業務のところでは、介護予防・日常生活支援総合事業——総合事業のほうから変わりますので、それらのほうの円滑なケアマネジメントが市内で行われるように対応していきたいと思っています。あと、インフォーマルのサービスもネットでそういったものをアップできているので、そういったことの積極的な活用をインフォメーションしていきたいと思っています。

多職種協働のネットワークの構築については、今までどおりケア会議の推進を行いたいことと、三層構造の地域ケア会議の一層の充実を図りたいと思っています。

地域ケア会議には、今訪問看護師連絡会の方とかも来てもらっているもので、そういった参加者のことについても考えていきたいと思っています。

地域フォーラムのほうは、また毎年行っているもので、関係部署と共同して計画を立てていきたいと思っています。

あとは、6ページのところの下のほうのところでは、(4)の地域包括ケアシステムの中で、認知症の事業とかも一緒に、認知症地域支援員が当センターに配置になっているので、さい

わいの支援員さんと協力しながら担当していきたいと思っています。

特に行うのはそういったところです。

会長

ありがとうございます。

では、はごろも包括さん、お願いします。

はごろも包括

はごろも包括は10ページからになります。

重点的に行うべき事業として、地域支え合いネットワーク事業に取り組みたいと思っております。

ちょっとボランティアのボランティア活動による日常生活の支え合いと、活動を通じた地域の高齢者の見守り、地域の見守りグループや民生委員さん、J K Kの相談員、地域の各事業所ごとにいる見守り活動の拡充を図りたいと思っています。

特に、ちょこボラ活動については、ボランティア協力者さんが現在40名ちょっとのところまでいらっしゃいますので、支援内容も工夫して活動数も多くさせていただいているので、今後さらに充実させていければと思っております。

認知症支援としては、認知症見守り模擬訓練をまた30年度も実行する予定がございますので、認知症になっても住みやすいまちづくり、地域のネットワークづくりを実践していきたいと思っています。

また、今まで、はごろもではやっていなかったんですけども、「にんカフェ」にも挑戦していきたいと思っています。

29年度は虐待相談がたくさんあり、対応数も一気にふえました。早期発見や早期対応ができるように、情報が入りやすい地域のネットワークづくりが重要と思っています。

会長

ありがとうございます。

地域ネットワークにかなり傾注した計画になっています。

たかまつ包括、お願いします。

たかまつ包括

たかまつ包括の事業計画は18ページからになります。

包括支援センターで重点的に行う取り組みとしては、今年度出張講座など、センターから地域に出ていくことを重点的に

行うというふうにも目標を立てました。

総合相談に関しては、各職員が総合相談業務のレベルに差がありますので、それぞれが対応できる相談援助技術を身につけるために、センター内学習会を定期的に行う予定を立てております。

その他ですが、21ページの多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のところになります。が、「あたみ」という曙町、高松町、緑町の子ども・若者・大人の居場所と出番をつくる活動がありますので、それを通して高齢者の出番づくりや居場所づくりに積極的に活動していきたいと思っております。

あと、暮らしの保健室は今まで高松圏域では行っていなかったんですが、今年度は挑戦したいと思っています。

認知症の総合支援事業、認知症サポーター養成講座ですが、今年度は第五小学校で高齢者の疑似体験を含めて認知症サポーター養成講座を開催できました。第五小学校の校長名でパンフレットを作成していただいて、認知症サポーター養成講座にお使くださいということでご寄附をいただきましたので、それもさらに活用して定期的に継続して、サポーター養成講座が開かれるように関係づくりをしていきたいと思っています。

ちょっとボランティアに関しても、ずっと15年ぐらい第五小学校では登録をしてもらっているの、継続をして一人1回は何かかかわれるような活動をしていきたいと思っています。

以上です。

会長 新たな取り組みにチャレンジしていただいて素晴らしいですね。ありがとうございました。

わかば包括、お願いします。

わかば包括 わかば包括支援センターです。わかばは26ページからです。

重点的に取り組んでいきたいこととして、総合相談支援業務の充実をしていきたいと思っております。包括支援センターはワンストップサービスの核となる部分となっておりますので、最初に受けた内容で職員の力量がいろいろ違って対応が変わってしまうということが起こってはいけないということを感じております。今までも、毎朝申し送りをしてはいますが、それをもう少し

きちんと時間をとって、ケースの情報を詳細に共有したり、お互いに指摘したりできるようにしていく機会に拡充していきたいと思っています。

あと、30ページのほうにいきまして、介護予防ケアマネジメント業務の続きで具体的な計画として、ケアマネジメントの質の向上研修を私たち受講した者もいましたので、それをもとに地域のケアマネジャーさんと連携をして、地域の住民の方が主体的に生き生きと生活していけるようなケアプランを立ててもらえるようなご支援をやっていきたいなというふうに考えております。

(4)の地域包括ケアシステムの構築に向けた事業についてのところについては、生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターと協力しながら、さまざまな地域資源とつながって行って、より地域住民が相談しやすかったり、さまざまな形で相談が入ってくる関係性を作っていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

会長

ありがとうございます。

さいわいの方、お願いします。

さいわい包括

さいわい包括は34ページからになります。

重点的に行う業務というか、包括として全体として取り組むべきこととして、昨年度より配置されました認知症地域推進員を中心に、立川市認知症施策を推進していくとともに、在宅医療・介護連携推進と窓口機能の強化を図り、北部エリアの地域包括支援センター及び福祉相談センターと生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターと協同事業等を展開していきますということを記しています。

具体的なものとしては、包括的支援事業としてはできるだけ皆さんをお待たせしないように、ワンストップ相談窓口としての対応力の向上を目指します。

また、権利擁護におきましては、通報から初動まで対応力の維持・向上と、市担当者とのタイムラグの削減ということで、早目の対応を心がけていきたいと思っております。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に関しましては、地域の主任ケアマネジャーさんの力を大いに活用というか協力を得て、生かしていきたいと思っています。

また、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築というところでは、特に、幸町団地におけます第五地区民生・児童委員の連絡協議会等を活用して、地域の問題に協働して取り組めればと思っています。

また、一番最後に、事業所としての取り組みというところでは、当法人が力を入れておりますワークライフバランスの重視による職員の健康維持・増進というところに特に力を入れていきたいと思っています。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。

かみすな包括さん、お願いします。

かみすな包括

はい、かみすな包括です。かみすな包括は42ページからになっております。

平成30年度かみすな包括の重点取り組みについては、地域とのかかわりを深め、地域・生活課題をともに考えていけるように書いてあるんですけども、地域とのかかわりの一環として、毎年度行ってはいるんですけども、地域の老人会サロン、あとはコンビニやスーパー、あとは交番や消防署に挨拶に回って、顔の見える関係を構築しながら、見守り力の向上ですとか、地域の生活課題を、こちらからの提案ではなくて、一緒に地域で考えていけるような仕組みづくりを来年度も継続推進していこうと考えております。

次に具体的な事業の内容としてなんですけれども、42ページの項目3の①総合相談支援業務については、近年、先ほどもテーマにありましたけれども、やっぱり多世代にわたる課題を抱えた方がふえているということから、状況に合わせたこちらからの丁寧な聞き取りと、あとは関係機関との情報共有とか連携を図っていこうと考えています。

次に権利擁護については、虐待案件についてはケースの状況によって3職種、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の

中で、特徴を生かして、主担当、副担当制を取り入れて、より円滑に虐待に当たれるような対応ができるように取り組んでいきます。

あとは46ページのほうなんですけれども、真ん中ぐらいに書いてあります第6地区地域資源マップの利用促進と更新というところで、今年度、生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーター、あとは市民の方などにも参加していただきまして、地域にある資源を網羅した資源マップを作成しました。

現状は、地域の民生委員さんですとか、事業所に配付しているものなんですけれども、来年度も内容の方針を随時行って、行く行くは市民の方にも活用していただけるものになるように作成を引き続き続けていきたいと思っております。

あとは47ページの①一般介護予防事業というところなんですけれども、介護予防教室の実施というところで、特に項目の中で書いてある男性の閉じこもり予防に関する教室の実施ですとか、あとは言葉や文化の違いのある方、私たちの地区には集合住宅に中国残留邦人の方が生活したりしているんですけれども、そういった方たちが高齢になっても地域で孤立しないように過ごしていけるような予防教室の実施。

あとは認知症だけではなくて、精神疾患の方、先ほど挙げた多世代にわたる課題を抱えた家族にも当てはまることなんですけれども、そういった方たちの病気の理解などを、学習会といった形で地域の方向けに実施していこうと考えております。

簡単ですが、以上です。

会長

ありがとうございます。かなり具体的な、積極的に取り組んでいただいている内容です。

それでは全体を通しまして、皆さんから何かご意見をいただければと思います。事前送付をしているということもあって、皆さんご確認をいただいているかと思っておりますけれども、お気づきの点、気になった点、まだ本日の段階であれば修正、間に合いますので、ご意見等いただければと思います。

おおむね、かなりきちんとまとまっていますね。

はい、どうぞ。

A委員

多事多彩なこの業務をやりこなしていくということは可能なんですか、正直言って。どうなんですか。ペーパーだけのことじゃ何もならないので、本当にこれ、極端に言えば一人の命がかかるような案件も出てくると思うんですよね。

こういうペーパーも大事ですけども、本当にここのかかわった皆さんの支援がないと、これから立川市も本当に大変な時代に入ってきますので、このペーパーどおりに行ってくれば一番いいんでしょうけれども、あまりきれいなことを書かないほうが逆にいいのかなと。

もっとこういう悩みがあるんだということも、こういう事業計画の中に、今年はこのことは無理だよと、でもこういうところは重点にするよといったほうが、まだ具体性あるのかなと、僕はそうなんですけれども思いました。今、聞いていて。ちょっと詰め込み過ぎかなというのが、大丈夫なのっていう印象です。

会長

ありがとうございます。それぐらいすばらしい計画になっているということですね。

計画になかなか盛りにくいかもしれませんが、そういう点があれば、懸念事項等あれば、ぜひ、もちろん年度の途中でよく市役所とも相談して改善努力をしていくということ、三松委員から大事なお指摘、いろいろご心配をいただいているように思います。

A委員

皆さんの力をぜひフルに発揮してもらって、今年でもう、平成30年で終わりますので、来年から新しい年になるので、皆さんの力が大事になってきますので、よろしく願いいたします。

会長

そのほかご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは特に修正意見等はございませんでしたので、平成30年度地域包括支援センター、福祉相談センターの事業計画は、提出された内容で運営協議会として承認をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

引き続き、地域の高齢者の相談支援機関として、地域包括支

援センター、福祉相談センターの運営よろしくお願いをいたします。

次に、②介護予防支援事業等における業務委託についてを審議いたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 資料6、介護予防支援事業等における業務委託について、ご説明いたします。

本日配付いたしました資料6、介護予防支援事業等における業務委託についてをごらんください。

今回の介護予防支援事業等における業務委託につきましての審議は2件ございます。1件ずつ審議していただくという形をとりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

会長 はい、お願いいたします。

事務局 1件目は、南部東はごろも地域包括支援センター担当、国立市の事業所、くにたち苑指定居宅介護支援事業所になります。

対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業で1名、市内の方になります。

委託理由は、本人の夫が当事業所を利用していたこともあり、本人も同じく利用したいという希望があります。すぐにでも対応の必要があったため暫定での受け入れとなっています。

2ページから4ページは、くにたち苑指定居宅介護支援事業所の介護サービス情報公表システムにおける評価という形になっています。

よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。

ただいまご説明をお聞きいただきまして、1件目、くにたち苑指定居宅介護支援事業所について審議いたします。皆さんご意見いかがでしょうか。

特別気になるところはございませんですかね。

特に皆さんからご異議なければ、くにたち苑指定居宅介護支援事業所については、業務委託について承認といたしたいと思っております。ありがとうございます。

2件目についてご説明をお願いいたします。

事務局

2件目は、北部東わかば地域包括支援センター担当、品川区の事業所、どりいみんぐヘルパーステーションになります。

対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業で1名、立川市の方でございます。

委託理由は、体調に不安があり、家族のもとへ一時的に住所移転された方への介護サービスを行う必要があることから、周辺の事業所に委託するということになります。

6ページから8ページは、介護サービス情報公表システムにおけるどりいみんぐヘルパーステーションの評価ということですので。よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

では2件目、どりいみんぐヘルパーステーションについて審議いたします。ご意見ございますでしょうか。

こちらも特に問題なさそうでしょうか。

では、ご異議なければ、どりいみんぐヘルパーステーションについての業務委託について承認といたしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして次第の5番、その他に入ります。立川市高齢者福祉介護計画についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

立川市高齢者福祉介護計画についてご説明いたします。

本日配付いたしました「立川市高齢者福祉介護計画」の別紙のほうをごらんください。

本日報告する事項につきましては、こちらの計画は平成30年度から32年度までの第7次高齢者福祉介護計画の中身ということになります。

具体的にはこちら計画書の62ページのほうをお開きいただければと思います。

こちら基本理念としまして、「個人を尊重し、人と人がつながり、その人らしい生活ができるまち」ということで、この基本理念をもとにそれぞれ計画のほうを組み立ててまいります。

第7次高齢者福祉介護計画につきましては、地域包括ケアの深化、推進に向けてということで、こちら新たに直した取り組みのほうを組み直したものです。こちらを基本視点に据えまして、介護予防、生活支援、住まい、医療、介護の5つの概念から、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその人が自立した生活を営めるような取り組みを進めるということでの取り組みをしてみたいと思います。

ページからいきますと、64ページ、65ページのところになります。

次に66ページになりますが、基本的視点4番ということで、計画を推進するのに当たり、3つの基本視点を考えて取り組みのほうを進めてまいります。

生きがいを持ち、安心して誰もが生活できるまち、介護予防で健やかに暮らせるまち、必要なサービスを利用できるまちとしております。

それぞれその下に詳細の説明がございますが、具体的などころを見ていただければと思います。

ちょっとページのほうは飛びまして、ページのほうは68ページのほうをごらんください。

68ページのところでは、基本理念、基本視点、基本目標を施策の方向性ということでの一覧になっております。

基本目標のところ、5つの目標という形で、介護予防、生活支援、住まい、医療、介護というところでカテゴリーを分けまして、その下に19の施策の方向性ということで策定しております。

1番から19番までございますが、そのうち、地域包括支援センターの運営にかかわるものとしては、基本目標では生活支援体制の整備、施策の方向性では6番の地域における相談体制の充実、こちらの部分になります。

こちらの具体的などころが書いてありますが、78ページのほうをごらんいただければと思います。

地域の相談体制の充実、6番ということで、地域包括支援センター等での総合支援相談、地域ケア会議の開催、あと25番で高齢者支援ネットワーク体制の充実、26番で地域包括支援センターの運営の検証及び充実という形で、地域ケア会議のほうの

充実、あと運営検証、高齢者支援ネットワークの充実等に取り組んでまいりたいということになっております。

具体的なところでの施策につきましては、17番の隣のページ、地域支え合いネットワーク事業の実施、こちら事業計画のところにちょっとボランティアという事業のものになりますけれども、その一部が含まれております。こちら高齢者が安心して暮らせるように、地域のボランティアによる見守り等を実施して、お互いの地域での支え合い活動を行いますということで、地域の高齢者の見守り機能は維持しつつ利用者の拡大を図っていきますということで計画をしております。

その下、82ページのほうをお願いいたします。23番、地域包括支援センター等での総合相談支援という形の項目になります。

こちらは、地域包括支援センターや福祉相談センターでの高齢者総合相談等の支援を行うものということで、引き続き地域包括支援センターでの相談体制は継続実施しますということではありますが、高齢者の増加等によりまして、総合相談数の増加の予測がされているということ、あと、高齢者を含む世帯がふえている、あとは複合的な相談できる体制の支援の構築の実現に向けての検討整備を行ってきたということで考えていきたいと思っております。

24番の地域ケア会議の開催という形で、こちら地域包括支援センターでの地域ケア会議のことになります。毎月実施します地域ケア会議、各地域包括支援センターごとに2カ月に1回開催する小地域ケア会議、あと個別支援ケースごとに開催いたします個別ケア会議の三層構造で会議は維持しつつ、こちらのケア会議の充実、あと地域課題の相談のところの課題の解消を図っていくということを考えております。

25番、高齢者支援ネットワーク体制の充実でございます。こちらは高齢者の総合相談支援や虐待とかの支援困難事例の対応のために、関係機関との連携によって各種連絡会等に機能するためのネットワーク体制を構築しますということです。それぞれの各業務連絡会とございますけれども、引き続き、継続実施しつつ法的な相談に対応できるよう充実に努めてまいりますという形になっております。

26番、地域包括支援センター運営の検証及び充実という形になります。ここの項目は、地域包括支援センターの運営につきまして、運営協議会における検証により事業の充実に努めますということになります。

包括支援センターでの運営協議会の報告、検討内容につきましては引き続き行うこととなりますが、今後、地域包括支援センターの運営に対して新たな評価項目を設定して、地域包括支援センターの運営協議会の中で評価項目の内容等を検討していきながら、包括支援センターの運営の充実を図っていききたいなというふうに考えております。

ちょっと駆け足になりましたけれども、説明は以上になります。

失礼しました。第7次の高齢者計画につきましては、計画全体の討議につきましては、介護保険運営協議会と、その部会であります計画策定等調査検討会での議論を経て、平成30年2月に答申を行いました。

こちらの地域包括支援センターにかかわる5項目を継続実施するとともに、高齢者にかかわる支援の実施も関係機関との協力、あとはほかの施策と連携を図りながら実施していくことでの検討を行っております。

説明のほうは以上となります。よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ご説明をいただきました。委員の皆さんから何かご質問ですか、感想、ご意見などございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。おおむね皆さん、納得のいく形でご計画をいただいたかということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

では、この運営協議会としましては、センターの運営検証などを含めて新年度また取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

そのほかのところでも、そのほかに何かございますでしょうか。委員の皆さんからでも、各センターからでも結構でございます。よろしいですか。

では、ご了解いただいている時間も迫っておりますので、次

第の6番へ進んでまいりたいと思います。次回日程でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

次回、平成30年度第1回の地域包括支援センター運営協議会は、平成30年6月4日、月曜日、午後2時から、場所は立川市役所210会議室で行います。

その次の平成30年度第2回の日程につきましては、本日、委員様に机上配付させていただきました「平成30年度第2回立川市地域包括支援センター運営協議会の開催予定日候補」をごらんください。

候補日として、①平成30年7月23日（月）、②7月24日（火）、③7月25日（水）、④7月30日（月）、⑤7月31日（火）、⑥8月1日（水）、⑦8月2日（木）、⑧8月3日（金）になります。いずれも午後2時からということで予定をしております。よろしくをお願いいたします。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明のとおりでございます。出席者が最も多い日を開催日にしたいと思いますので、都合の悪い方の確認をいたしたいと思います。日にちを申しますので、挙手にてお知らせをいただきたいと思います。

都合の悪い日で挙手をお願いいたします。

1つ目として7月23日、月曜日、ご都合の悪い方。B委員。

2つ目の候補日、24日、火曜日、ご都合の悪い委員の方。E委員。

25日、水曜日、ご都合の悪い方。A委員、C委員、B委員。

7月30日、月曜日、ご都合の悪い方。B委員。

7月31日、火曜日、ご都合の悪い方。どなたもいらっしゃらないですね。

8月1日、水曜日、ご都合の悪い方。A委員とB委員。

お手元の資料を裏面に移していただきまして、7月25日と書いてありますが、これは8月2日、木曜日、ご都合の悪い方、いらっしゃいますか。E委員。

8月3日、金曜日、ご都合の悪い方、いらっしゃいますか。E委員とA委員でございます。

では、皆様のご都合のいい7月31日、火曜日、月末最終日になって恐縮ですけれども、7月31日、火曜日に開催をいたしたいと思います。時間はいつものとおり午後2時からということにいたします。

最後に事務局より報告がございます。お願いいたします。

事務局

地域包括支援センターの運営協議会の委員についてでございます。運営協議会の委員さんにつきましては、今回、平成30年3月をもって現委員の方は任期満了となりまして、新たに平成30年4月から新委員さんに委嘱をさせていただきます、行うという形をとらせていただきます。

本日、退任される予定でありますF委員、あとJ委員、お二方とも欠席でございますが、一言いただきたかったことではあるんですが、J委員さんのほうから、皆様にはお世話になりましたということ、介護等の勉強をさせていただきましたということと、また今後も引き続き私のほうも地域の支援に役立っていきたいと思っておりますということでの話をいただいておりますので、ご報告をさせていただきますと思います。

次回の平成30年度第1回につきましては、継続して委員のほうお引き受けいただいているということでの委員さんにつきましては、引き続き出席のほうお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会長

継続の委員さん、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

(事務局の異動報告。各係長挨拶省略)

副会長

それでは、今年度第6回の運営協議会を終わります。

どうも、お疲れさまでした。